

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年6月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100402 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200009 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 7 月 25 日の標準賞与額 21 万円のうち 20 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 7 月 25 日の標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 5 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 7 月 25 日

A 社より支給された賞与から厚生年金保険料を引かれていたが、賞与支払届の提出が厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされている。調査の上、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る平成 31 年賃金台帳及び預金通帳の写しによると、請求者は、同社から請求期間に係る賞与の支払いを受け、標準賞与額（21 万円）に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（1 万 8,300 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与支給額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、21 万円のうち 20 万円を厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100403 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200010 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 7 月 25 日の標準賞与額 30 万 7,000 円のうち 30 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 7 月 25 日の標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 7 月 25 日

A 社より支給された賞与から厚生年金保険料を引かれていたが、賞与支払届の提出が厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされている。調査の上、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る平成 31 年賃金台帳及び預金通帳の写しによると、請求者は、同社から請求期間に係る賞与の支払いを受け、標準賞与額（30 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（2 万 7,450 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与支給額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万 7,000 円のうち 30 万円を厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2100396号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年6月30日から昭和48年2月1日まで

私は、A社で昭和44年2月20日から昭和52年2月1日まで退社することなく勤務したが、請求期間は厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の履歴事項全部証明書に記載されている取締役の一人は、請求者は昭和44年から昭和52年までの間、正社員として同社を途中で退社することなく勤務していた旨回答している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求期間当時の同社の代表取締役及び同社に係る履歴事項全部証明書に記載されている代表取締役は兩名とも既に亡くなっている上、履歴事項全部証明書に記載されている代表取締役の遺族及び前述の取締役は、請求者に係る資料の保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者が健康保険厚生年金保険被保険者資格を昭和47年6月30日に喪失し、昭和48年2月1日に同資格を再取得した記録が確認でき、同記録は請求者の同社に係るオンライン記録と一致する。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の備考欄には、「回収47. 8. 10」のスタンプが押されていることが確認でき、請求者が昭和47年6月30日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、同年8月10日に請求者の健康保険被保険者証を回収したことがうかがえる。加えて、請求期間において請求者がA社の厚生年金保険の被保険者であったならば同名簿に記録されているはずの請求者に係る昭和47年の標準報酬月額記録はなく、同名簿の記録が訂正されたなどの不自然な点もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。